

殿

## 系統連系に係る契約のご案内兼購入用計量器取付け工事費請求書

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、先般接続契約申込書によりお申込みいただきました発電設備（以下、「当該発電設備」といいます。）の系統連系に係る契約、及び購入用計量器の取付け工事費用につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

敬 具

記

### 1. 購入用計量器取付け工事費用

下記の口座に(4)支払期日までにお振込みいただきますようお願いいたします。

(1) 発電者さま さま (設備認定ID: )

(2) 設置場所

(3) ご請求金額 ¥ (消費税等相当額 ¥ )

※ お振込の際は、振込手数料が別途掛かりますが、お客さままでのご負担となります。

(4) 支払期日 平成 年 月 日

(5) 振込先

(振込先銀行) [金融機関コード: ]

(預金種別) (口座番号)

(振込先名義) 九州電力株式会社

※ ご契約（設置場所）別に振込先口座が異なりますので、お間違いのないようお願いします。

### 2. 当該発電設備の系統連系可否

「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」、「電気設備の技術基準の解釈」および「系統連系技術要件（託送供給約款別冊）」に適合していると認められるため、弊社の電力系統への連系を承諾いたします。

### 3. 系統連系に係る契約の成立について

弊社は、当該発電設備に係る特段の変更がない限り、弊社の電力系統への連系を認め、上記発電者さまとの系統連系に係る契約は、平成 年 月 日をもって成立しました。

なお、以下のいずれかに該当する場合、本契約を解除するとともに、これに係る申込みについても撤回されたものといたします。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）第6条に基づき経済産業大臣から受けた設備認定の効力が失われた場合、その他の再エネ特措法施行規則第4条または第6条に定める「正当な理由」のいずれかに該当することが判明した場合
- ・1.(4)に定める支払期日までに工事費負担金（購入用計量器取付け工事費用）を支払わない場合
- ・接続に係る契約の締結後、受給開始予定日を経過してもなお電気の供給を開始しない場合（ただし、特段の理由があると弊社が認めた場合を除きます。）

受給開始予定日：平成 年 月 日

以 上

連絡先：九州電力株式会社 ネットワークサービスセンター 低圧契約料金グループ